(総務委員会)

般 職 の 職 員 の給与に関する法律の一 部を改正する法律案 (閣法第一二号)(衆議院送付) 要

旨

本 法 律案は、人事院 の国会及び内閣に対する平成十三年八月八日付けの給与改定に関する勧 告に か んがみ、

般 職 の 玉 家 公 務 員 の 期 末手 当及び 期末特別手 当 の 額 の 改定を行うとともに、 当 分 の 間、 特 例 時 金 の支給

を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、期末手当等の改定

1 期 末 手当について、 十二月期の支給割合を百分の百五十五(特定幹部 職員にあっては、 百分の百三十

五)に引き下げる。

2 期 末 特 別 手 当 (指 定職職員) について、十二月期の支給割合を百分の百五十五に引き下げる。

一、特例一時金の新設

当 分 の間、 民間 .賃金との権衡を考慮した特例措置として、 各年度の三月一日に在職する職員 (指定職職

員等を除く。) に対し、原則として三千七百五十六円の特例一時金を支給すること等の措置を講ずる。